

議 員 報 告 書	
1 議 員 名	浅枝 久美子
2 期 日	令和7年1月22日 ~令和7年1月22日
3 研 修 先 等	福山市立常石ともに小学校 (広島県福山市沼隈町常石 984-1)
4 内 容 (目的)	変化の激しいこれからの社会を生きるために、従来の日本の教育法が見直され、「生きる力」をはぐくむことが重要視されるようになっている。多様性を認め合い、自律性や自立心を高めることが求められる中、今回は個性を尊重しながら自律と共生を学ぶイエナプラン教育を、公立の学校としては始めて取り組んでいる福山市立常石ともに学園を視察することで、今後の安芸高田市の学校教育に向けたヒントを探る。
5 報 告 事 項	
◆概要 常石ともに小学校校長先生によるパワーポイントを使っの学校設立までの流れと現在の学校の様子の説明 (30 分)	
◆成果または所感等 市としては「福山100NEN教育」として、変化の激しい社会の中で、子どもたちは自分の夢の実現に向けて、ローズマインドを胸に、福山で、日本で、世界で、たくましく生きており、大人は生涯にわたって学び続けて自己の能力と可能性を高め、その成果を活かしてまちづくりに参画するとともに、次代を担う子どもたちを育てている、という姿を目指す。“すべては子どもたちのために”を掲げ、「教育が福山の未来をつくる」との覚悟を持って取り組んでいる様子がうかがえる。 学校としては、市との連携を取りながら、独自にイエナプラン教育を取り入れ、教育現場では認知度の低いイエナプラン教育を地域にも理解してもらい協力体制も整え、子どもたちの確かな学習を目指し、成果をあげられている様子がうかがえる。	
◆概要 2 班に分かれて学校内見学 (45 分)	
◆成果または所感等 ①異年齢集団でのグループ編成 ●1 年生から 3 年生、4 年生から 6 年生の 3 学年による異年齢集団を基本単位として教育・活動を行っている授業風景を見学。想像していたより、ざわざわしていなかった。基本、先生の周りにいる学年の子どもたちは、先生を囲うように自由なスタイルで授業を受	

けていた。(例えば椅子に座る、寝そべる、立つ等)そのスタイルが功を奏してか、非常に子どもたちが生き生き見えた。発言も手をあげることなく、自由に行われていた。先生も床に座ったり、長椅子にまたがったり、子どもたちと目線を合わせるかのようなスタイルで指導されていた。先生の指導を受けていない子どもたちは、自主的に勉強をしていた。

●年長者が年少者を助けたり教えたりということが、より日常的に行われるようになると学校はうたっている。確かに授業中、トイレに行く低学年を高学年の子どもが連れて行っている様子が見られた。

②学校のレイアウト

●正面玄関を入ってすぐにある「オープンスペース」がとても居心地のよいスペースで、サークルになった形も魅力的だった。自然と話しが弾みそうな雰囲気、この形のせいか色合いのせいか、設計デザインされた方の話しを聞いてみたくなった。



玄関入ってすぐの飾り棚



オープンスペース



廊下から見る教室内

●各階の廊下は間接照明のような天井照明がジグザクにデザインされていることで、非常に奥行きを感じ、開放感があった。照明は、建物全体のテーマのように使われているコルクの素材とマッチして落ち着きがあり、各教室はそれぞれカラー分けがされていて、ポップな元気さも感じられた。(教室後ろの壁とカーテン、長椅子が同色) また、廊下にも備え付けの机と椅子があり、少し距離を置いて一人で学習したい、でも教室を感じながら学習ができる場所として最適な場所がある、と感動した。



廊下（天井の照明が個性的）



廊下にある勉強スペース



色で統一された教室（ここは水色）

●他に数か所教室を見学したが、特に印象に残ったのは職員室と図書室。職員室は先生の机が決まっていない、その日に座ったところがその日の机となり、私物はロッカーに入れられるらしい。また、図書室は何時間でも滞在できそうな、くつろぎの空間だった。特に子どもたちに人気のある図書室のソファは、大きなぬいぐるみが座っていた。これはテンションが上がった。まず小学校でぬいぐるみがある学校は見たことがなかったので、新鮮だった。また、ぬいぐるみは癒される。個人的にこれ（癒しのぬいぐるみ）ならすぐ安芸高田市でも取り入れることができそうだと感じた。（ハウスダスト等アレルギーがある子どもがいた場合は難しいのかもしれない）



職員室の先生の机



職員室の先生のロッカー



白で統一された図書室

◆概要

質疑応答（30分）

◆成果または所感等

Q:自主的に学習することで子どもたちの学力への影響はないのか？

A:期末テストやたしかめプリントを行うことにより、個々の学力は把握している。どんな教育スタイルでも個々の能力の差はある。ただ、自主的な学習により、子どもたちは家庭で「できたこと」と「できなかったこと」を伝えるようになり、その点は保護者からも評価を得ている。保護者との対話の中で評価のあり方も見直していくようにしている。

Q:他の小学校とスタイルが違ふことによる中学校へ進学したときの影響はあると思うか。

A:どんな場所に行っても自分で考え自己表現できるよう、教育を行っている。

Q:イエナプラン教育はいいと思うが、なぜ増えないのか？

A:イエナプラン教育を目的として福山市は子どもの教育を進めているのではなく、子どもたちに確かな学習を、学びを、との思いでやっている。増えない理由はわからない。

Q:校区外から入学されているのか？

A:オープンスクールには全国から来られている。入学は現在抽選で行われていて、市内枠があるが、希望される子ども全員の入学は難しい。入学できない市内枠（校区内）の子どもは、近くにある小中一貫の公立校に入学となる。現在一番遠くから通われている子どもは三原から。

Q:先生への指導教育は？

A:多様な子どもたちに対応できる研修は校内校外でやっている。赴任時には驚く先生も、

校長先生から、今まで先生が大切にしていた子どもたちに対しての取り組みとなんら変わりはない、と話していただくことで対応できている。イエナプラン教育の研修というよりは、どう子どもたちと関わるか、また、子どもたちにとってよりよい学びの環境を目指すためにどうするか、というところに集中している。

Q:活発に見えるサポーター制度はうまくいっているか？

A:保護者がサポーターをやらなければならない、という感じではない。もちろん、保護者代表はいらっしゃる。地域、卒業生等もサポーターとして協力してくれる。

まとめ

公立の学校でイエナプラン教育を取り入れている日本で唯一の学校への視察は大変有意義だった。特に校長先生の熱意はとても伝わってきた。

常石ともに小学校がめざすスキル&倫理観は①物事に進んで取り組む②計画する③協働する④生み出す⑤プレゼンテーションする⑥リフレクションをする⑦責任も持つ。

イエナプラン教育はめざす理想教育だ。このような学校なら遠方からでも通わせたいと思うのがほとんどの保護者だろう。しかし理想をいきなり求めると、先生への負担は大きいと考えられる。また、保護者、子どもたちに学校のスキル、倫理観をしっかり理解してもらわないと、「自主性」と「自由」をはき違えてしまう恐れがあると感じる。

しかし、過疎化が進む本市の問題解決にもつながるであろう魅力的な教育環境作りの一つとしては、イエナプラン教育までは難しいにしても、常石ともに小学校のスキル&倫理観は参考として取り入れ、学びが面白くなるような「環境」「空間」「人間関係」は近い将来構築するべきと考える。

議 員 報 告 書

1 議 員 名	浅枝 久美子
2 期 日	令和7年2月3日～令和7年2月3日
3 研 修 先 等	ANAクラウンパザ ホテル広島 (広島市中区中町 7-20)
4 内 容 (目的)	広島県環境整備事業協同組合設立 50 周年を記念して、二人の講師による基調講演と大学教授や県議会議員等による「これからの 50 年」と題してのパネルディスカッションがおこなわれる大会に出席し、環境問題や廃棄物処理問題とそれに付随した問題を学ぶ。
5 報 告 事 項	
◆概要 第一部 基調講演「浄化槽行政の動向について」 環境省中四国地方環境事務所資源循環課 課長 石川 泉 ・『浄化槽の目指す方向性』 ➤単独処理浄化槽・くみとり便槽の転換の更なる推進に向けて、予算制度と特定既存単独処理浄化槽等の法制度を組み合わせ対応していく ➤浄化槽の信頼性向上の観点から、維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の着実な実施は必須。その土台となるのは、「性格な現状の把握」と「行政と事業者の連携」。法改正の動き（デジタル報告の義務化等）も踏まえ、浄化槽台帳の充実と協議会の活用を各地域で進めていただく必要がある。浄化槽の実態把握は、災害時の迅速な対応に向けた備えという点からも重要 ➤汚水処理の概成後も見据えながら、持続可能な浄化槽システムの構築を目指していく。人口減少（浄化槽ユーザーの減少でもあり、システムを支える労働力人口の減少でもある）を前提に、脱炭素化、デジタル技術の活用、国土強靱化といった課題に取り組まなければならない ◆成果または所感等 基調講演の前に組合が制作された、広環協 50 周年記念動画を見て、広環協の 50 年の流れは把握し、基調講演を聞いた。とても身近な汚水のことだが、浄化槽を使用していない自分にとっては（下水道のため）、初めて知ることばかりだった。その中でも、能登半島地震における浄化槽復旧に当たっては、汚水処理事業全体としての持続性向上を踏まえ、震災前の下水道区域を全て下水道として復旧するのではなく、実情に応じて浄化槽に復旧する等の適切な汚水処理施設の選択が必要となっているようだ。国土交通省・上下水道地震対策検討委員会においても、復興まちづくりに資する下水道整備として、人口密集度に応じて集合処理、個別処理の選択を行うことについて明記している。汚水は下水道を完備	

して処理することが最善と思っていたため、聞くこと全てが学びとなった。また、令和7年度予算に要求されている内容には、2050年カーボンニュートラルに向けての事業に関するの予算要求もされていた。

◆概要

第二部 基調講演「これからの一般廃棄物処理業のあり方」

大阪学院大学法学部教授 弁護士 湯川 次朗

・『一般廃棄物処理業務の特質について』

- 市町村が一般廃棄物処理の適正で継続的で安定的な確保のための統括的な責任を負う。
- 処理業者は市町村とパートナーである。
- 市町村は処理業者の営業上の利益に配慮しなければならない。
- 処理業者は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業ではない。
- 処理業者は専ら利益を追求するのではなく、市町村と協力して適正な一般廃棄物処理業務の継続的で安定的な遂行に努めなければならない。

よって、市町村と処理業者は一般廃棄物処理の安定的な継続のために平時からの連携が不可欠。定期的な協議の場により、連携・信頼関係が築かれる。

・『一般廃棄物処理業と区域割』

➤区域割の根拠

- ① 一般廃棄物処理計画に適合
- ② 処理業者の規模・能力に適合
- ③ 浄化槽の管理状況を確実に把握できる

以上、区域割をするかどうかは市町村長の合理的な裁量に委ねられている。既に処理業者の事業基盤が確立している等の事情により、区域割をしなくても継続的で安定的な業務の遂行に支障が生じるおそれがない等の特段の事情がない限り、区域割をしないのは裁量の逸脱濫用に当たり違法。今後、人口減少、下水道の整備等による処理業者の事業基盤の悪化のおそれがある。継続的で安定的な業務の遂行のため、市町村の統括的な責任は必須。

・『裁量は行政の自由？』

➤裁量とは、行政の好き勝手にしていいということではない。合理的な理由、説明が必要。行政にとっての必要性は何か、既存業者の利益への適切な配慮はあるか。

◆成果または所感等

一般廃棄物をめぐり、行政と処理業者の関係すら知らなかったため、パートナーとしての関係を正しく構築することの重要性を感じた。平時からの連携・信頼関係をしっかりと築いてほしい。

◆概要

第三部 パネルディスカッション「これからの50年」

【パネリスト】

大阪学院大学法学部教授 弁護士 湯川 次朗

広島県議会議員 本長 糧太

広島県環境県民局 環境担当部長 岡田 誠司

広島県環境整備事業協同組合 浄化槽一括契約部会長 高山 浩一

【司会】

大会実行委員長

黒瀬 秀哉

◆成果または所感等

浄化槽の意義や役割が浄化槽管理者に十分理解されることにより浄化槽が適正に設置・管理され、恒久的な污水处理施設として社会的役割を果たしている状況を目指す姿としたい行政の思いは伝わってきた。

組合としては、記録表がなかった昔に比べると現在はずいぶん変わり、社会から信頼されるよう取り組もうと努力している様子がうかがえる。しかし現状、各社の維持管理はバラバラの為、研修会を行い統一した維持管理をするよう取り組んでいる。「法定検査」「保守点検」「清掃」の3つの維持管理によって適正な水質を確保しているが、この3つの繋がりが薄い。また浄化槽台帳はおおむね作成されているが、情報が紙や複数の電子ファイルで保存されており、データ集計が困難、情報の更新が不十分で設置・管理等の状況が正確に把握できていない、また関係者からの情報の受け渡し、共有が効率的に行われていない、等の課題がある。そこで組合でソフトを導入し、デジタル情報にしていきたいが、業者によってはパソコンすら持っていないところもある。

また3つの維持管理を一括契約としてすることを組合としては提案していこうとしている。ただ、維持管理をする上では浄化槽管理者にも選択の自由がなくなるデメリットは考えられる。行政としては①県民にメリットを説明②個人情報 3つの管理業者が共有することによる心配③様々な業者との関り、等の業務負担が考えられる。

これからは「期待」と「責任」が組合に課せられると感じる。もちろんパートナーである行政も同じだ。私は下水道が完備されれば、浄化槽はなくなるものと思っていた。組合の方も同じようなことを言われていたが浄化槽はなくなり、これから50年先もあるだろう。すなわち50年前に描いた未来とかけ離れてしまった、それも悪い方向に。これから描く50年先が、少しでも地球にやさしくあるよう願うばかりだ。

(別紙様式2 ②)

議 員 報 告 書	
1 議 員 名	浅枝 久美子
2 期 日	令和7年2月12日 ~令和7年2月12日
3 研 修 先 等	愛知学院大学名城公園キャンパス (愛知県名古屋市北区名城 3-1-1)
4 内 容 (目的)	農林水産省は、「みどりの食料システム戦略」において、有機農業を地域ぐるみで取り組む「オーガニックビレッジ」の創出を進めている。 有機農業のさらなる取り組み拡大、持続可能な農業への理解を深める フォーラムにて、安芸高田市の持続可能な農業へ向けてのきっかけを学ぶ。
5 報 告 事 項	
◆概要 基調講演「みどりの食料システム戦略と有機農業の未来について」 東海農政局 局長 秋葉 和彦 (50分) ➤SDGsの基本は、「自然資本」の維持・増進 ➤有機農業は、自然循環機能を駆使した科学的な農業 ➤各地の取組の共有と横展開が可能な状況になっている ➤有機農業を志向する新規就農者は今後も多い ➤「持続的な食料システム」のため発展しなければならない農業形態であり、消費者と意識を共有することが大事 ◆成果または所感等 みどりの食料システム戦略を追いかける形で「食料・農業・農村基本法」が改正され、基本理念の中に「環境と調和のとれた食料システム」が位置づけられた。いよいよみどりの食料システムが本格的に動こうとしてきている。世界規模で持続可能な社会について考えていかなければならない中、農水省も戦略をしっかりと立てて生産者と消費者にサステナブル（持続可能）という価値観を持つことを求めている。	

◆概要

事例紹介（60 分）

- ① 岐阜県白川町
- ② 愛知県東郷町
- ③ 三重県尾鷲市

◆成果または所感等

3地域ともオーガニックビレッジ（有機農業の拡大に向けて、生産から消費まで一貫し地域ぐるみの取組を進める市町村のこと）に取り組んでおり非常に思いが熱い方たちだった。食べることは生きること、をしっかりと地域に浸透させ食育推進に力を入れられている。

給食に関しての取組はとても苦労があったことがうかがえたが、無理のない範囲でやっていくという形の話しを聞いて、我がまちでも取組めないか、検討材料として考えていきたいと感じた。東郷町は町独自の協力金、補助金制度を設け、生産者を後押ししている。

共通して見えたのが、3地域とも行政にかなり熱心な職員がいることだ。いくら農業者がやりたい、議員が進めたい、といっても行政と一緒に動いてくれないと話が進まない。ここはしっかり話し合いをし、ぜひとも我がまちでも取組んでいきたいところだ。

◆概要

会場せっしょん（15 分）

◆成果または所感等

Q:給食にオーガニックと言っているがどこまで？

A: 有機 JAS を取得しているかどうかの判断はしていない。子どもたちに安全と思われる農産物を提供してもらおう。作り方をきちんと表示してもらおう。

Q:給食に提供する農産物の価格の決め方は？

A:農家が持続可能な価格を付けている。東郷町は慣行農法の 1.5 から 1.8 倍、お米に関しては 60 キロ 30.000 円、尾鷲市は 2 倍、白川町は 60 キロ 36.000 円、持続可能な価格との差額はふるさと納税支援からまわしている。

Q:オーガニックビレッジ宣言をしてよかった点は？

A:白川町・県や行政の方と生産者が近くなった。東郷町・生産者の意識が高くなった。また生産技術の習得が各方面との繋がりで早くなった。マルシェを開催することにより、地域が活性化している。尾鷲市・販路拡大に繋がった。

◆まとめ

持続可能な農業にしていくために行きついた先が有機農業だと思われる。しかしすべての生産者が有機栽培に取り組むかという点と難しく、慣行栽培の生産者との間にわだかまりや確執があってはならない。それぞれを尊重する形で、次の世代に繋いでいく、その変わり目が今である。

温室効果ガスにいたっては、農業関係からは全体の 2 割出ていると言われている。丁寧に農業をしていけばガス発生が減らせるかというわけではなく、明確に減らす取組をしないと難しい。

また現状の課題として、生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰弱が見られるが、新規就農者の有機栽培への関心も高いこと、マルシェの開催による地域コミュニティの再構築、等の発表から有機農業で解決できる可能性を研修の中で得た。都市部では有機農産物の供給が足りていない現状、努力次第で出口は確実にあり、地元学校の給食にオーガニック農産物を使うことでも出口は見いだせると感じる。

これまでの人間の行いによって地球の限界を超え、自然資源に対して回復不可能な変化を引き起こしてしまった現状、地球上の生物総動員で持続可能な食料システムを作る、それくらいの危機感があってもいいのではないかと感じた。

(別紙様式2 ②)

議 員 報 告 書	
1 議 員 名	浅枝 久美子
2 期 日	令和7年2月5日 ~令和7年2月5日
3 研 修 先 等	愛媛大学農学部 (愛媛県松山市樽見 3-5-7)
4 内 容 (目的)	令和6年5月に改正された食料・農業・農村基本法について理解を深め、農林水産省による基調講演、農業者の取組発表のほか、農業者、農林水産省職員によるパネルディスカッションに参加し、地域の課題について学ぶ。
5 報 告 事 項	
◆概要 基調講演「食料・農業・農村基本法について」 中国四国農政局長 仙台 光仁 令和6年10月1日に最終改正された「食料・農業・農村基本法」の改正のポイントをパワーポイントを用いて講演された。 4 半世紀ぶりに改正された農村の憲法のような「食料・農業・農村基本法」、改正のポイントは ① 国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に ② 「環境と調和のとれた食料システム」を新たな基本理念に ③ 人口減少下における農業生産の方向性を明確化 ④ 人口減少下における農村の地域コミュニティの維持を明確化 の4ポイント。『時代に合わなくなった』そして『次の世代に何が残せるか』だ。 改正前の「食料の安定供給」なんて生ぬるいことではなく、「食料安全保障の確保」と考えられる。 まず基本理念の中心『食料安全保障の確保』では「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれ入手できる状態」と定義している。また「食料の安定的な供給については、農業生産の増大を基本とし、安定的な輸入・備蓄を図ることにより行わなければならない」ともある。 次に食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。 また生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られ、法人強化、農地集団化・適正利用、生産の基盤保全、農業経営支援への活動促進、家畜の伝染性疾病、遊学動植物の発生予防、農業資材の価格変動へ環境緩和等を規定。	

そして、地域社会が維持されるように農村の振興、農地保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農泊の促進、障がい者等の農業活動の環境整備、鳥獣対策等を規定された。

◆成果または所感等

改正法にうたわれている未来の農業のあり方を実現するためには、これまでどおりの農業の進め方では立ち行かなくなっていると言える。農業にかかわるあらゆる人が現状を強く自覚し、実際に行動に移すことが求められている。現行法の段階でも、農業の担い手の高齢化と、人口減少に関する危惧は明記されていたが、今後さらに農業従事者は急速に減少していくことは間違いない。この状況を法律で解決するため、担い手の収益を上げるための価格転嫁や、農地をまとめて効率を良くすることなどを解決する努力もあらためて明記。また地球環境を守るという農業関係者の意識改革、自然を相手に生業を営んでいる生産者ひとりひとりが、当たり前のように環境意識を高める必要があると思われる。

日本農業の発展と国民生活の向上を図ることが目的とされる改正法、生産者、消費者ともに食料、農業及び農村に関する理解を深め、積極的な役割を果たすよう努め、行政としては組織の整備並びに運営の効率化及び透明性の向上に努めることが必要と思われる。

◆概要

取組発表

百姓百品グループ「地域の課題を“農業“で解決する 老若男女・農も福利も、地域一丸「百姓百品」」

百姓百品株式会社 代表取締役 福井 美咲

株式会社ノムランド 代表取締役 井上 桃子

令和 5 年度農林水産祭「むらづくり部門」で天皇杯受賞をした愛媛県西予市野村町の「百姓百品グループ」の取組事例を紹介。

日本中の地方が抱える「人口減少」「高齢化」「耕作放棄地」等の問題、野村町も同じ状況の中、26 年前に当時の公民館主事が地域に活力を！と始めたのが設立のきっかけ。その後、農業生産法人、農産物産地直売所、就労継続支援 B 型、の 3 つの組織でなる現在の形になり、構成員 400 を超える、野村町の大きな存在となっている。「地域の課題を、農業で解決する」集団として現在に至る。

◆成果または所感等

代表のお二人は若い女性、とてもエネルギッシュな方々だ。発起人は地元の高齢者であったが、理想的な形でお二人に引き継がれたのだろう。設立から順調に進んだとは思わないが、四半世紀続けてこられたことはかなりの努力をされたのだろう。残念なことに時間があまりなく、そこまでの話しは出てこなかった。ぜひ、そのあたりも聞いてみたいと思った。

◆概要

パネルディスカッション（10分）

「農業の持続的な発展と農村の振興」

モデレーター：愛媛大学大学院農学研究科 教授 山本 和博

パネリスト：百姓百品株式会社 代表取締役 福井 美咲

株式会社ノムランド 代表取締役 井上 桃子

中国四国農政局長 仙台 光仁

参加した学生から質問を受け付ける予定だったが、時間がなく1つの質問のみとなった。

Q:新規就農の確保は？またその受け皿はどのように作るのか？

A:（福井）百姓百品グループでは取り組みなし。今後は考える。

A:（井上）ノムランドでは受け皿として①土地の集約支援②資材・機械の貸与③販路アドバイス④技術指導を行っている。

A:（仙台）農政局としては①入口はポータルサイト、マッチングによる受け入れ②雇用側への資金補助、女性就農の際へのフォロー③新規就農者への研修指導、助成金、等による負担軽減サポートを行っている。

◆成果または所感等

時間がなくなり、駆け足でのパネルディスカッションになり残念だった。内容はホームページ等にも掲載されているので新しい気づきとはならなかったが、農政局長の気合は伝わってきた。

まとめ

農業を取り巻く情勢は制定時には想定されなかったレベルで大きく変化してきた。国内では、少子高齢化による担い手不足、気候変動による自然災害の多発や栽培適地の変化、農地面積の減少など様々な課題に直面している。

また、国外に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻、新興国の市場拡大、地球温暖化による各国の異常気象などを背景に、世界の食料情勢もまた大きく変化。国際的に食料需給が不安定化する中で、日本に輸入される食材や家畜の飼料の価格は高騰するばかりだ。

改正基本法では、食料安全保障を基本理念の柱として位置づけ、これまでの“食料の確保（食料の安定供給）”に加えて、“良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れるようにする”ことを含むものへと再整理されるなど、食料安全保障についての考え方が抜本的に強化された。

このように、世界及び日本を「変動性」、「不確実性」、「複雑性」が取り巻く時代の中で、情勢の変化に対応するための課題を解決していくためには、これまでの経験や既存の方法では対応するのが難しくなった。また、農業生産基盤などの確保のための農産物の輸出促進といった新たな視点も追加され、さらに、担い手不足を解消するため、デジタル技術を

生かした「スマート農業」を促進することなどが盛り込まれた。

私の感覚からすると、安芸高田市の一部では基盤整備により大型の農機具によるスマート農業が可能と思われる（現状行われている）が、ほとんどの農地が整備されていない、小口の農地、そこを効率的に変えていくことは現実的ではないと思う。農地一つをとっても、一部の大型農家、担い手への集中だけでは支えられないことがわかってきている。定年帰農、兼業農家、半農半X、有機・自然栽培をめざす若者、耕作放棄地を借りて農業に関わろうとする消費者グループなど、多様な担い手がいて、水路や畔道の管理の分担も含め、地域コミュニティが機能することが求められている。

取組発表をされた百姓百品グループのように、地域全体で意識を高く持ち、100年後の安芸高田市民が2025年に生きる先人の我々を誇れるよう、覚悟を持って取り組み始めないといけないと感じた研修だった。